

第34回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和3年11月24日（水）
2. 招集日時 午後1時30分
3. 招集場所 農村環境改善センター1階大会議室
4. 出席委員 農業委員：
会長（10番） 山田 一夫
会長職務代理者（9番） 笹山結実男
1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司、
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：
1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、
5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、
8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一
5. 欠席委員 農業委員：
なし
農地利用最適化推進委員：
4番 太田 正
6. 事務局職員 局長補佐 竹澤 泰司、 主任主査 鶴飼 義信、 主事 工藤 正弥、
会計年度任用職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

ただいまより、第34回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、10名で、在任委員の過半数に達しておりますので
会議は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、太田委員より欠席の報告がございました。

議 長 それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より

指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、7番、苅谷雅行委員、8番、西舘徳松委員のお二方をお願いいたします。

議 長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議 長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の1ページになります。農地法第3条の規定による許可申請について2件提出がございます。

番号1、農地の所在地は大字〇〇第〇地割内の田んぼ、3,008㎡。貸付人は〇〇〇〇。借受人が〇〇〇〇。使用貸借による5年間の利用権の設定となります。こちらは、新規就農ということで軽米町の親元就農給付金を受けて、現在営農をされている方になります。現地確認につきましては、寺澤委員と苅谷委員をお願いしてございます。

続いて番号2、大字〇〇第〇地割内の畑、面積が3,200㎡。所有者が〇〇〇〇。借受者が〇〇〇〇。こちらも使用貸借による5年間の利用権の設定となります。こちらも軽米町の親元就農給付金を受けて、現在営農をされている方になります。現地確認につきましては、増尾委員と細谷地委員をお願いしてございます。

以上、2件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、寺澤委員と苅谷委員に、番号2については、増尾委員と細谷地委員にそれぞれ依頼しておりますので報告をお願いいたします。

寺澤委員 報告します。番号1。11月20日、苅谷委員と現地確認をしてまいりました。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内で町道の北側に隣接した田んぼです。貸人の宅地と隣接しております。東側は宅地、西側は水田、南側は町道を挟み水田、鉄骨ハウスなど、北側は山林となっております。受人は、貸人であり叔父の元でこれまで農業を手伝ってきています。今回軽米町親元就農給付金を受

けるにあたり、叔父から使用貸借を受けるものであります。受人は、ピーマンの栽培など計画しており、農地を効率的に利用できるものと思われま。周辺農地への支障はなく、この申請は許可相当であると考えま。

増尾委員 番号2について報告をしま。11月17日に細谷地委員と私の2名で現地確認を行いました。申請地の位置、周囲の状況でございますが、主要地方道の〇〇バス停から北北西方向に農道を370m程度進んだ山裾に位置し、東側と北側と西側は山林で南側は草地と接しています。本件は、軽米町親元就農給付金受給に係る親子間での使用貸借権5年間の設定であり、父である渡人は68歳で和牛の繁殖を専業としています。和牛の親牛を現在20頭飼育し、自給飼料確保用としてデントコーン1ha、草地5haを栽培しています。受入である息子は31歳で農業に従事して14年が経過し、今まで従事した和牛の繁殖を主体として更に経営基盤の拡大強化に取り組んでいきたいとのこと。受入の家族構成は、本人、妻、父、母の4人で、労働力は3人となっています。今回申請した畑は、採草地として使用し自給飼料確保に繋げたいとのこと。農業機械は、トラクターをはじめ関係作業機を一式所有しています。以上のことから申請地が今後更に効率的に利用され、また周辺農地への支障等もないと思われま。従って本件は許可相当であると考えま。以上、よろしくお願いたしま。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺いま。番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺いま。番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたしま。

議 長 日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認について上程いたしま。番号1と2について、朗読を兼ね説明をさせま。

事務局 議案書の2ページになります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、2件となります。こちらは、農地中間管理機構を挟んだ貸借設定で一括方式というかたちで一度に議決いただくものとなります。

番号1、大字〇〇第〇地割内の畑が2筆になります。面積が合計で5,503㎡。所有者は〇〇〇〇。〇〇のご住所となっております。利用権の設定を受けるものが〇〇〇〇。本年12月から令和8年12月31日までのおよそ5年間の使用貸借権の設定となります。

続きまして番号2、大字〇〇第〇地割内の畑が1筆で、3,855㎡。所有者は〇〇〇〇。利用権の設定を受けるものが〇〇〇〇。本年12月から令和8年12月31日までのおよそ5年間の使用貸借権の設定となります。

以上、2件につきましてご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。
番号1と2の2件について、一括でご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第2号については、原案のとおり異議のない旨を町長へ報告いたします。

議長 日程第5、議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、上程いたします。なお、番号64については、除斥がありますので、分けて審議したいと思います。番号1から番号63までと、番号65から番号244までの243件について、朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案第3号、これは8月、9月にかけて農地利用状況調査を行っていただいた結果、非農地と判断された場所となります。全部で244筆を議案として提出しております。今回から、利用状況調査の判定区分が細分化されたりということがございまして、議案書の、利用状況調査の結果の部分で表の右側の再生困難B分類と書いてある欄がございまして、こちらについては、今まで荒廃農地調査ということで併せて行っていたわけですが、その中でB分類とされたものイコール非農地という扱いになっておりました。その上の再生困難農地というのが新しい調査の中のいわゆる非農地扱いとするところとなります。再生が困難と判定されたところは農業委員会で非農地通知書を出す手続きになりますので、それに基づいて今回総会で議決いただくものとなります。新しい調査においては、委員3名以上が現地確認を行えば総会の議決に関わらず、非農地判断してもよいとされたところですが、今年度については今まで通り各班2名の委員と事務局ということで回らせていただいて、総会にて議決いただくことで手続きを進めてきたところになります。表の見方ですが、農地の所在が左にありまして、登記簿上の地目、現況は山林原野、農振区分は農用地区域内と外、農振地域外の3つに分かれております。面積がありまして、所有者につきましては農地台帳に登載されている所有者、イコール登記簿上の所有者になりますが、中にはお亡くなりになられた方もございまして、相続登記されていない場合もあ

りますが登記簿上の所有者名となっております。調査内容の部分ですけれども調査年月日については、各班で日程を決めていただいて、パトロールしていただいたわけですが、最終的に資料整理等も含めて10月で終了しましたので全て10月29日としております。利用状況調査の結果、荒廃農地調査の分類については先ほどお話しした通りとなります。備考欄については、現地確認を行っていただいた委員名を掲載してございます。最終的に審議結果として農地か非農地か判断を頂くということになります。併せて、別綴じの写真入りの資料をお配りしております。こちらは、現地確認の際に撮影いただいた写真を掲載した資料で、番号、所在地については議案書と合うように作成してございますのでこちらも併せてご覧いただければと思います。

それでは、議案書の説明をさせていただきたいと思います。資料は3ページから23ページまでとなっております。地目で田んぼの部分が101カ所、面積で191,080㎡。畑が143カ所ございまして、面積が366,207㎡。244筆合計で557,287㎡となっております。資料をご覧いただいてご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

寺澤委員 非農地として総会で議決した後の手続きはどうなるのか。来年度もその場所を現地調査するのか。

事務局 非農地判断し通知を出した後は、農地ではなくなるので農地台帳から削除されます。よって、次年度以降の調査は不要となります。なお、地目を山林原野に変更するのは基本的に所有者が行うこととなります。

西館委員 244筆もあり、少人数の法務局では地目変更手続きが終わるには相当の期間がかかるのではないかと。

事務局 従来は非農地通知に伴う地目変更手続きには、法務局でも現地調査を行っていたようですが、昨年度法務局から現地確認時の写真データを提供いただいたとの申し出があり、提供しています。それをもって非農地通知に伴う地目変更においては、現地確認を省略していると思われま。

議 長 他にご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 続きますして、番号64については、除斥があります。農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書は8ページになります。番号64、大字〇〇第〇地割の畑、面積が3,249㎡となります。写真の資料は7ページになります。所有者が〇〇〇〇。再生困難ということで非農地状態と判定したところでございます。

以上、1件につきましてご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議 長 以上、議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断については、全て非農地として判断することに決定いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後2時21分)